

MIRARTHホールディングス株式会社 定款

令和5年3月2日 改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、MIRARTHホールディングス株式会社 と称し、
英文ではMIRARTH HOLDINGS, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに国内外において次の事業を営む会社の
株式または事業体の持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・
管理することを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理、保有、運用、コンサルティングおよび鑑定
に関する業務
2. 建築工事、土木工事、造園工事、内装仕上工事の請負、設計、監理および施工
3. 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機
器、給排水設備機器の販売、販売代理、仲介および輸出入に関する業務
4. 鉱泉または源泉の発掘調査、工事および売買、斡旋業務
5. ホテルおよびそれに付帯するスポーツ施設の利用に関する会員権ならびにゴル
フ会員権の売買およびその仲介
6. 浄水器・浄水器・微細気泡発生装置等住宅設備機器の販売
7. リース業、リース代行業務およびレンタル業
8. 自然エネルギー、その他による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・
販売ならびにこれら発電事業に関する発電施設、設備の企画・設計・施工・販売・
管理・保守、リース業務、レンタル業務およびコンサルタント業務
9. 電力の売買および仲介、その他特定規模電気事業
10. 金融業、金銭債権買取業務、割賦債権買取業務、集金代行業
11. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務および自動車損害賠償保障法に
基づく保険代理業務
12. 金融機関に対する住宅ローンの保証業務および事務受託業務
13. 有価証券の保有、運用および売買
14. 不動産の信託受益権の保有および売買
15. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関す
る規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売
買、仲介および管理
16. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業なら
びに投資運用業
17. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業

18. 飲食店、ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理および経営ならびに住
宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業
19. 旅行業および旅行代理店業
20. 介護保険法に基づく事業
21. 医療機器・介護機器、福祉用具、健康食品および健康器具の販売
22. 健康トレーニング施設の経営およびその施設利用に関する研究指導
23. 広告、宣伝に関する企画、製作および調査業務
24. 市場調査に関する業務
25. 講演会、セミナー等の企画、開催、運営
26. 運送代理店業
27. 警備業
28. 前記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由
によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載
しておこなう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、248,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の
株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこなう。

(取締役会決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の議決によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役または取締役会の決議をもって、監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。